

国指定鳥獣保護区特別保護地区 の指定について

令和元年10月9日(水)
中央環境審議会自然環境部会
野生生物小委員会

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

1. 法律上の規定：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

- 環境大臣が、鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域を鳥獣保護区に指定。
- 鳥獣保護区内においては狩猟が禁止されるほか、特別保護地区内では一定の開発行為を規制。

区 分		制 度 の 概 要	規 制 の 概 要	存続期間
鳥獣保護区 (法第28条)		鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる区域に指定。 環境大臣が、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地から重要と認める区域については、国指定鳥獣保護区に指定。	・狩猟を禁止	20年以内 期間は更新が可
	特別保護地区 (法第29条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる区域に指定。	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採	鳥獣保護区の 存続期間の範囲内
	特別保護 指定区域 (令第2条)	特別保護地区の区域内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定。	【要許可行為】 ・植物の採取、動物の捕獲等 ・火入れ又はたき火 ・車馬の使用 ・動力船の使用 ・犬等を入れること ・撮影、録画等 ・野外レクリエーション等	特別保護地区 において、区 域と期間を定 める

(法第32条) 損失の補償

第28条第11項の規定により当該土地又は鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置されたため、第29条第7項の許可を受けることができないため、同条第10項の規定により条件を付されたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

2. 指定区分及び指定基準

(1) 大規模生息地 (浅間 30,940ha、白神山地 17,157haなど 10箇所)

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために設定。1箇所当たり10,000ha以上。

(2) 集団渡来地 (中海(カモ・ハクチョウ類)、荒尾干潟(シギ・チドリ類)など 35箇所)

集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等に設定。

(3) 集団繁殖地 (天売島(ウミガラス等)、枇榔島(カンムリウミスズメ等)など 19箇所)

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため島嶼、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等に設定。

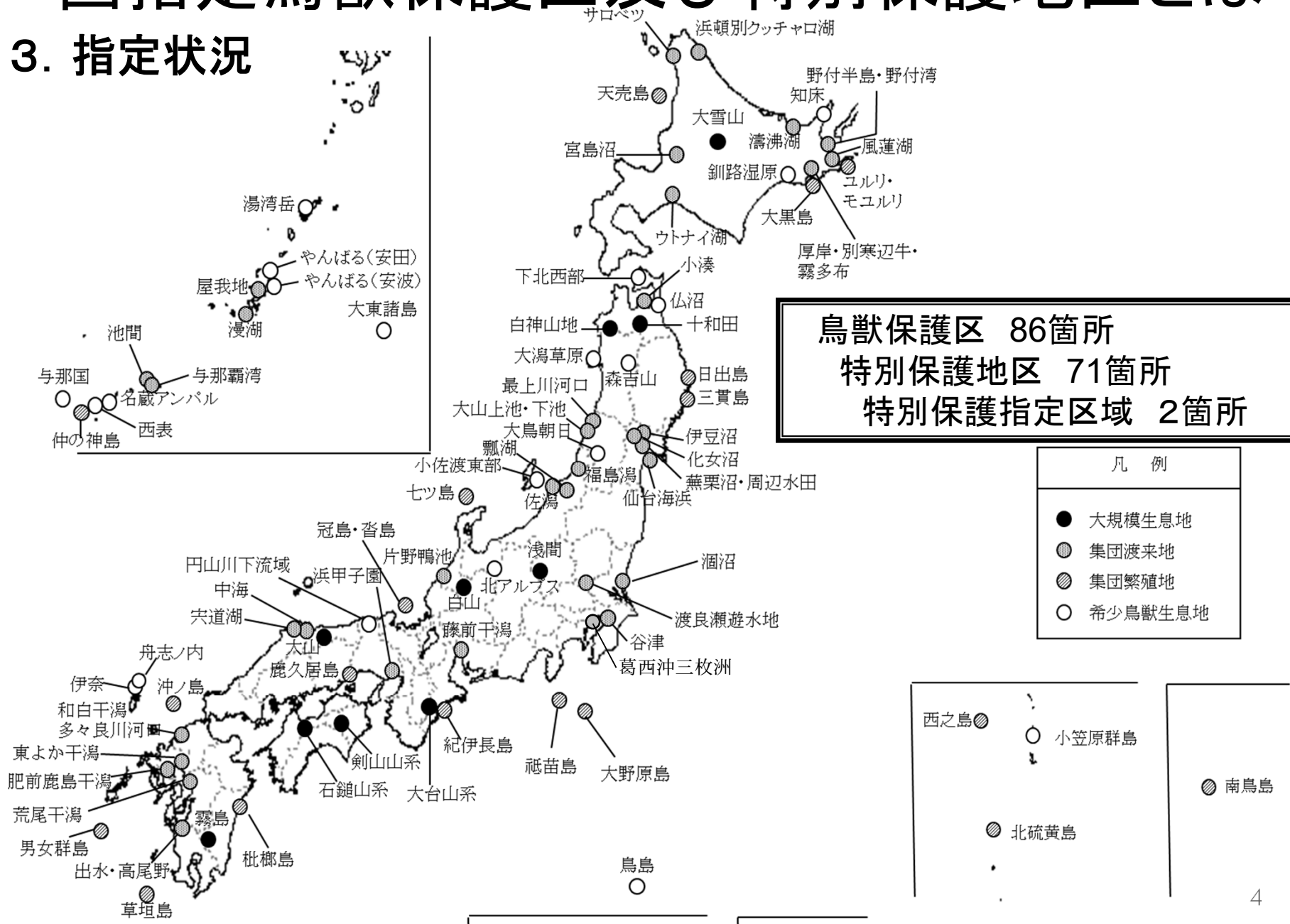
(4) 希少鳥獣生息地 (鳥島(アホウドリ)、北アルプス(ライチョウ)など 21箇所)

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣の生息地。

(「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」より)

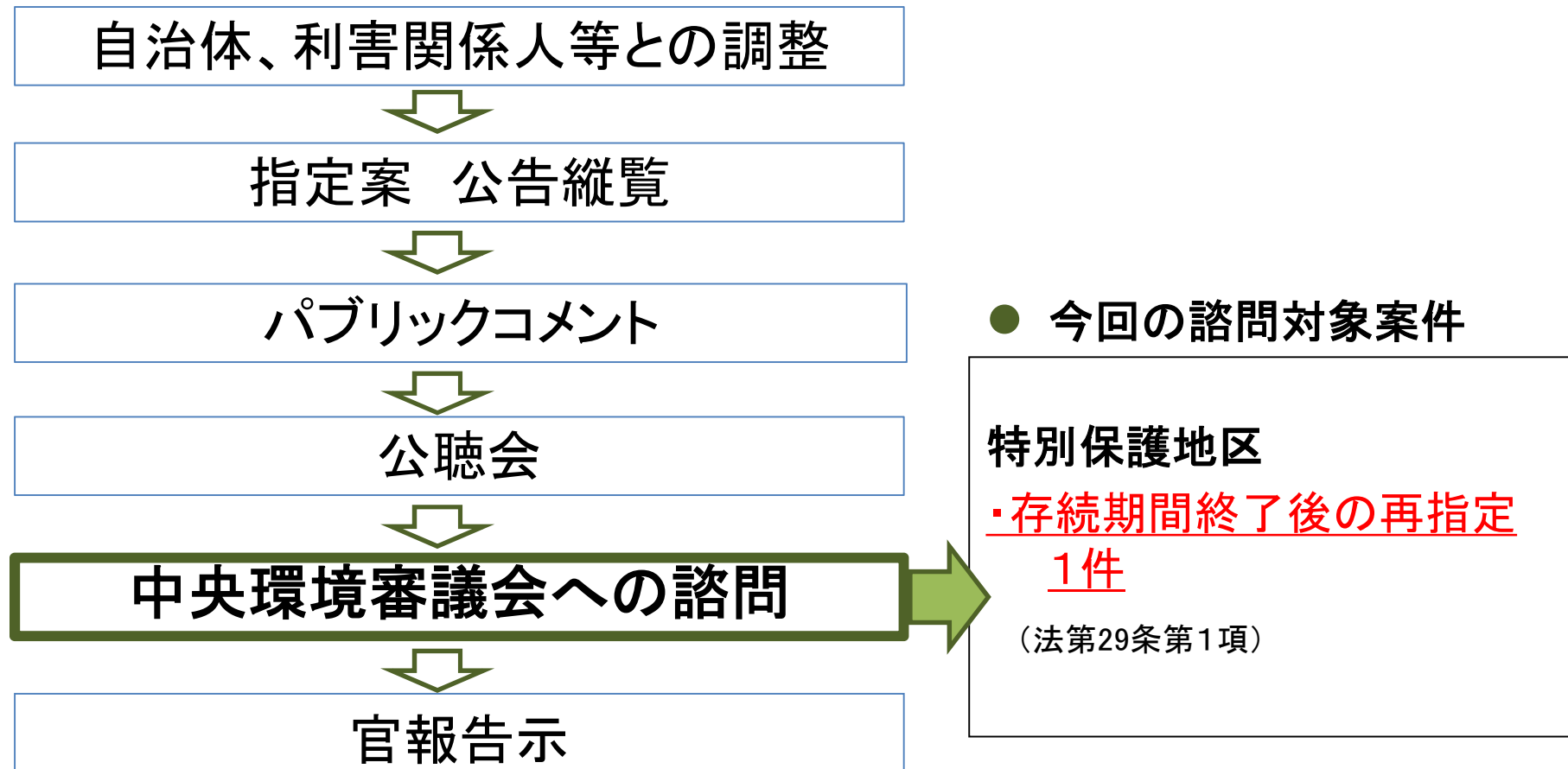
国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

3. 指定状況

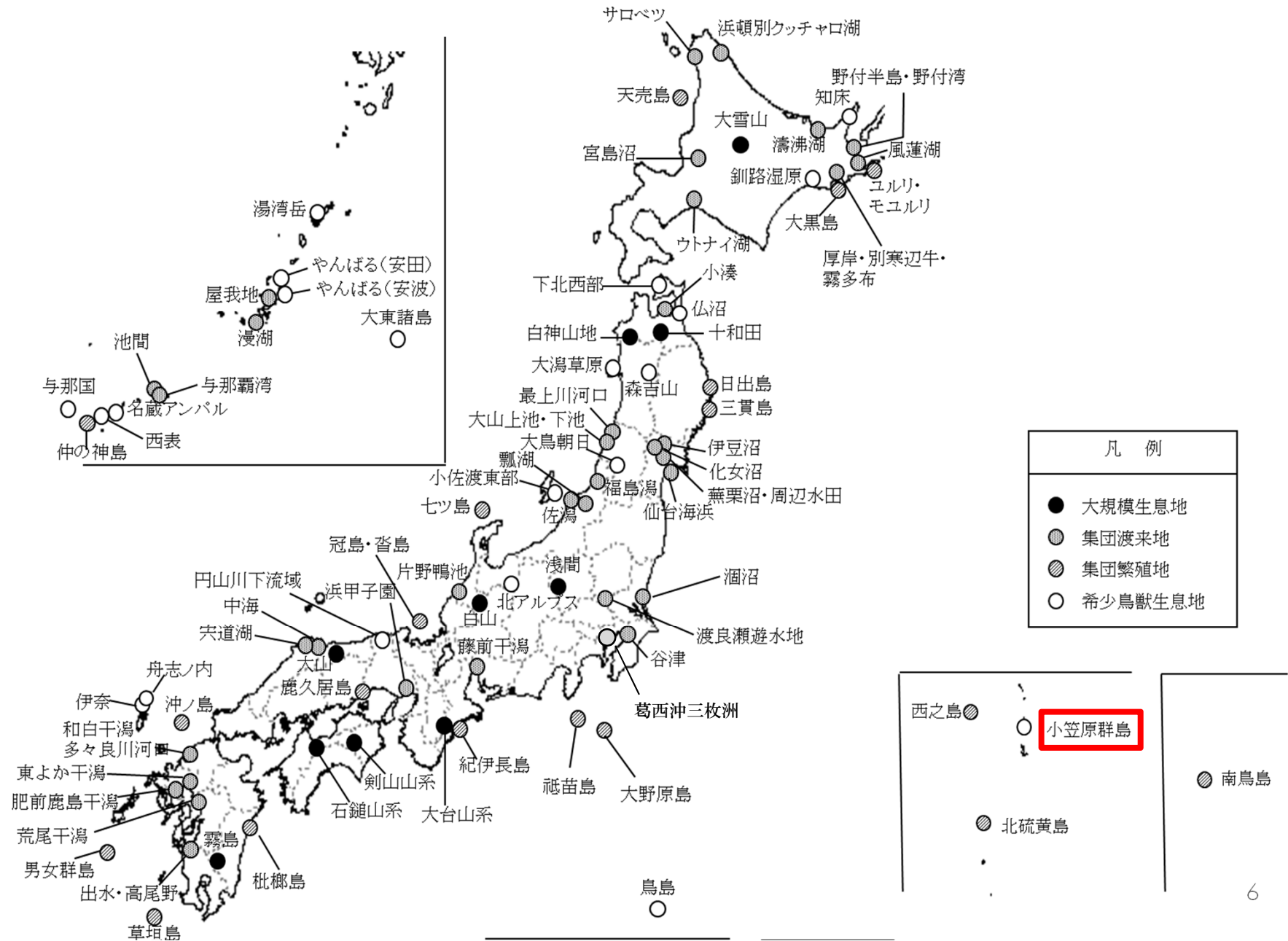


国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

4. 特別保護地区指定までの主な手順



今回諮問する特別保護地区



今回諮問する特別保護地区

鳥獣保護区 及び特別保護地区	種別	指定区分	所在	存続期間 (R1.11～)	面積 (ha)
小笠原群島特別保護地区	再指定 (拡張)	希少鳥獣生息地	東京都小笠原村	R21.10.31 20年間	1,324 →1,377(※)

(※) 既存の特別保護地区の面積は精査により、1,345haから1,324haに変更。

指定後の鳥獣保護区の指定状況

・箇所数 86箇所

特別保護地区

71箇所

特別保護指定区域

2箇所

・面積

鳥獣保護区

592,969ha

特別保護地区

163,818ha



163,850ha

特別保護指定区域

1,159ha



1,159ha

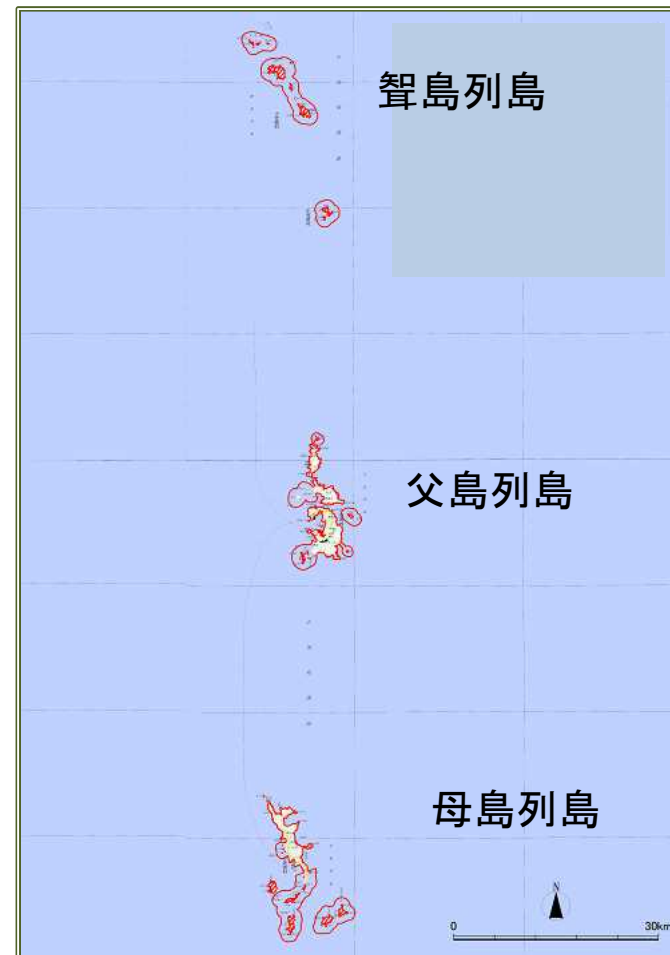
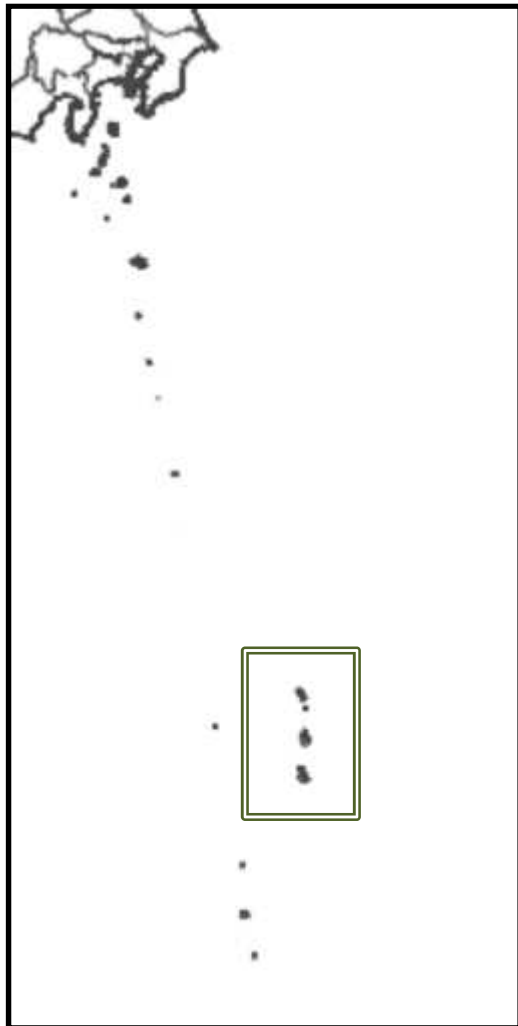
小笠原群島鳥獣保護区

小笠原群島特別保護地区 の再指定について

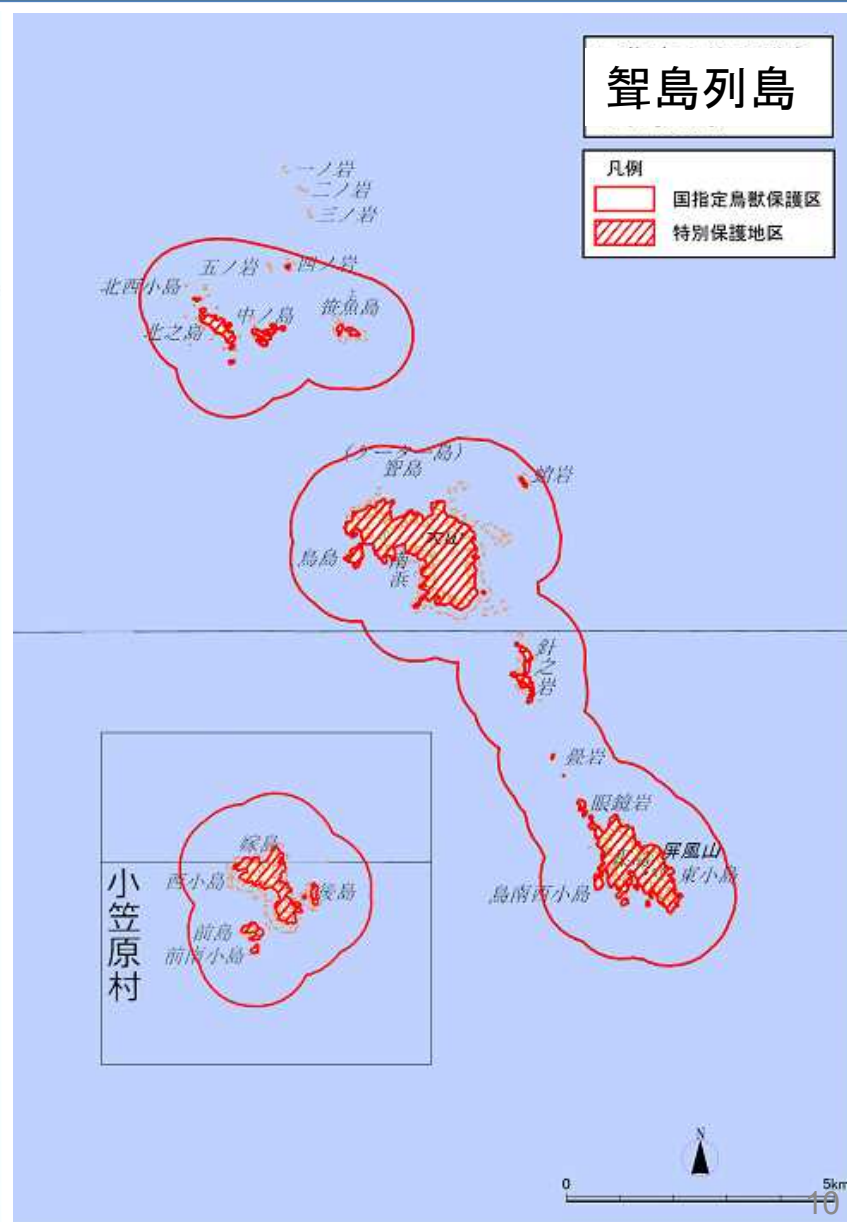
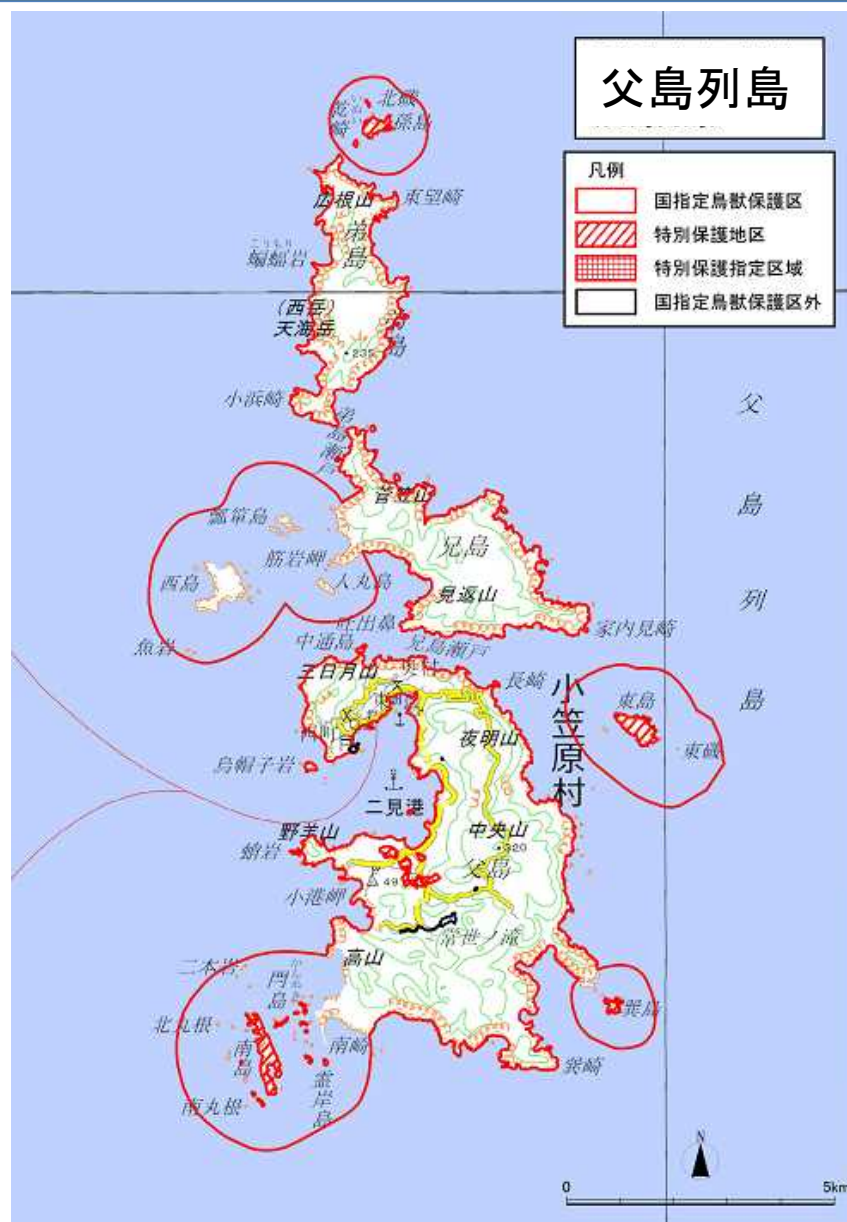
小笠原群島鳥獣保護区(20,065ha)

小笠原群島特別保護地区(1,377ha)

小笠原群島特別保護指定区域(3ha)



小笠原群島鳥獣保護区小笠原群島特別保護地区 の概要



小笠原群島鳥獣保護区小笠原群島特別保護地区 の概要



小笠原群島鳥獣保護区小笠原群島特別保護地区 の概要

- 位置

東京都小笠原村

- 指定区分

希少鳥獣生息地

- 面積

特別保護地区

1,377ha(拡張、再指定)

- 存続期間

令和元年11月1日から

令和21年10月31日まで

- 他法令による規制区域等

- ・小笠原国立公園

- ・小笠原諸島世界遺産地域



南島(特別保護地区)

小笠原群島鳥獣保護区小笠原群島特別保護地区 の概要

● 生息する鳥獣

・鳥類: 45科237種

アカガシラカラスバト、オガサワラカワラヒワ、
オガサワラノスリ、カワラヒワ、コアホウドリ、
アホウドリ、カツオドリ、セグロミズナギドリ等

・獣類: 4科6種

オガサワラオオコウモリ、ノヤギ、
クマネズミ 等

● 自然環境の概要

- ・大陸と陸続きになったことがない海洋島。独自の進化を遂げた動植物や生態系を有している。
- ・父島や兄島は「乾性低木林」、母島には「湿性高木林」が広がっている。
- ・過去の海底火山に由来する「枕状溶岩」や「ボニナイト」、カルスト地形が沈んだ「沈水カルスト」等、珍しい地形・地質を有する。



アカガシラカラスバト

小笠原群島鳥獣保護区小笠原群島特別保護地区 の概要

父島列島

孫島【普通→特保】

クロアシアホウドリの父島列島
の中での唯一の繁殖地。



孫島

東島【普通→特保】

オガサワラヒメミズナギドリ(CR、国
内希少種)の世
界で唯一の繁
殖地。



東島

父島・扇浦地区

南島【特保】

大型海鳥のカツオドリの主
要な繁殖地。アナドリやオナ
ガミズナ
ギドリの
小型海鳥
も繁殖地
として利
用。



南島

巽島【普通→特保】

オーストンウミツバメ(NT)
やアナドリ等の小型海鳥
の繁殖地。



巽島



小笠原群島鳥獣保護区小笠原群島特別保護地区 の概要

 既指定特別保護地区

 新規特別保護地区

父島・扇浦地区【特保(拡張)】

オガサワラオオコウモリの集団ねぐら形成域

父島に生息するほぼ全てのオガサワラオオコウモリ
(EN、国内希少種)が冬季に集団でねぐらを形成。

新規
特別保護地区

撮影①

新規特別保護地区

撮影②

字扇浦67番7の一部

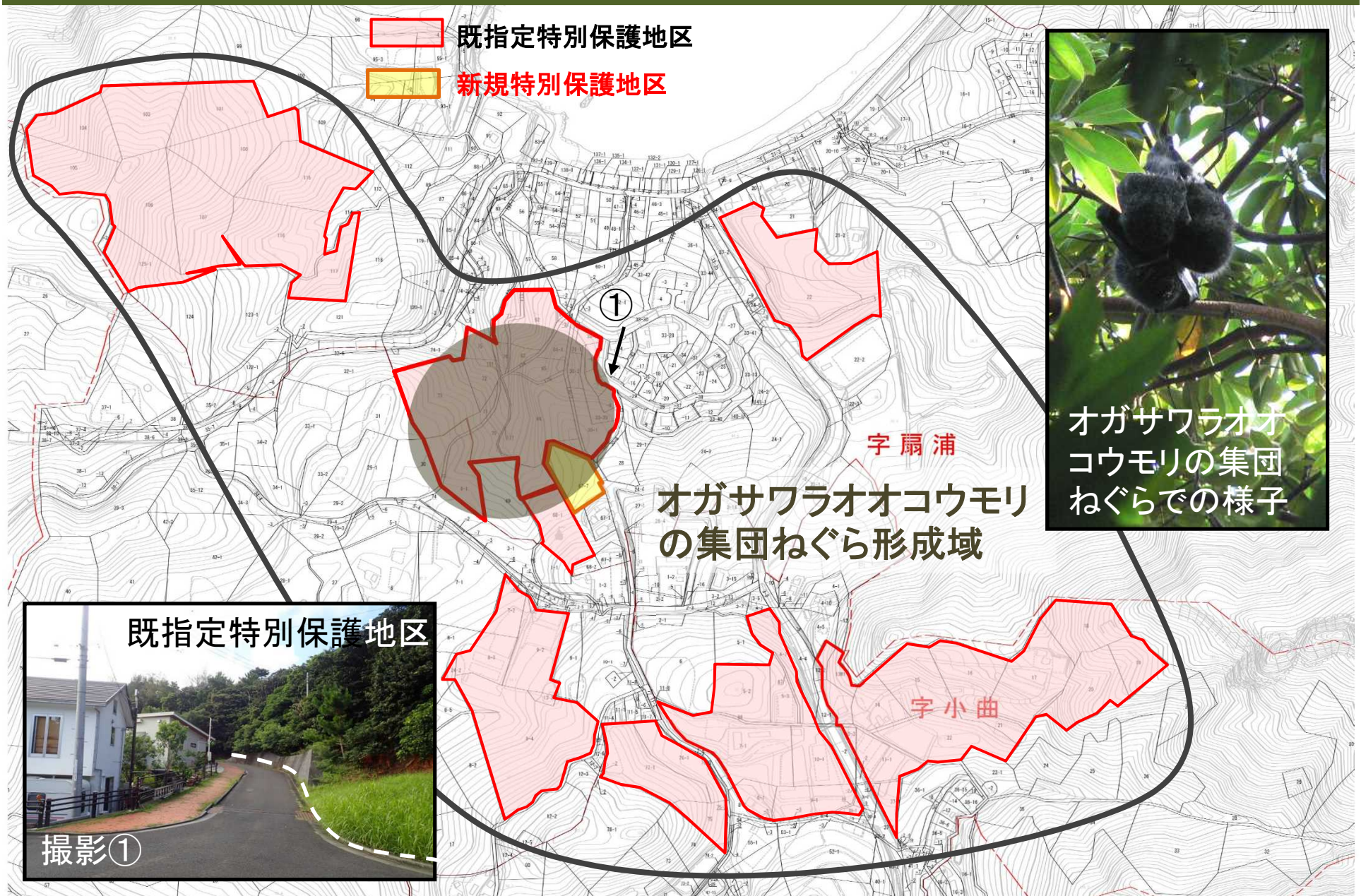
【普通→特別保護地区】

オガサワラオオコウモリが
冬季にねぐら及び繁殖地として利用。

オガサワラ
オオコウモリ

字小曲

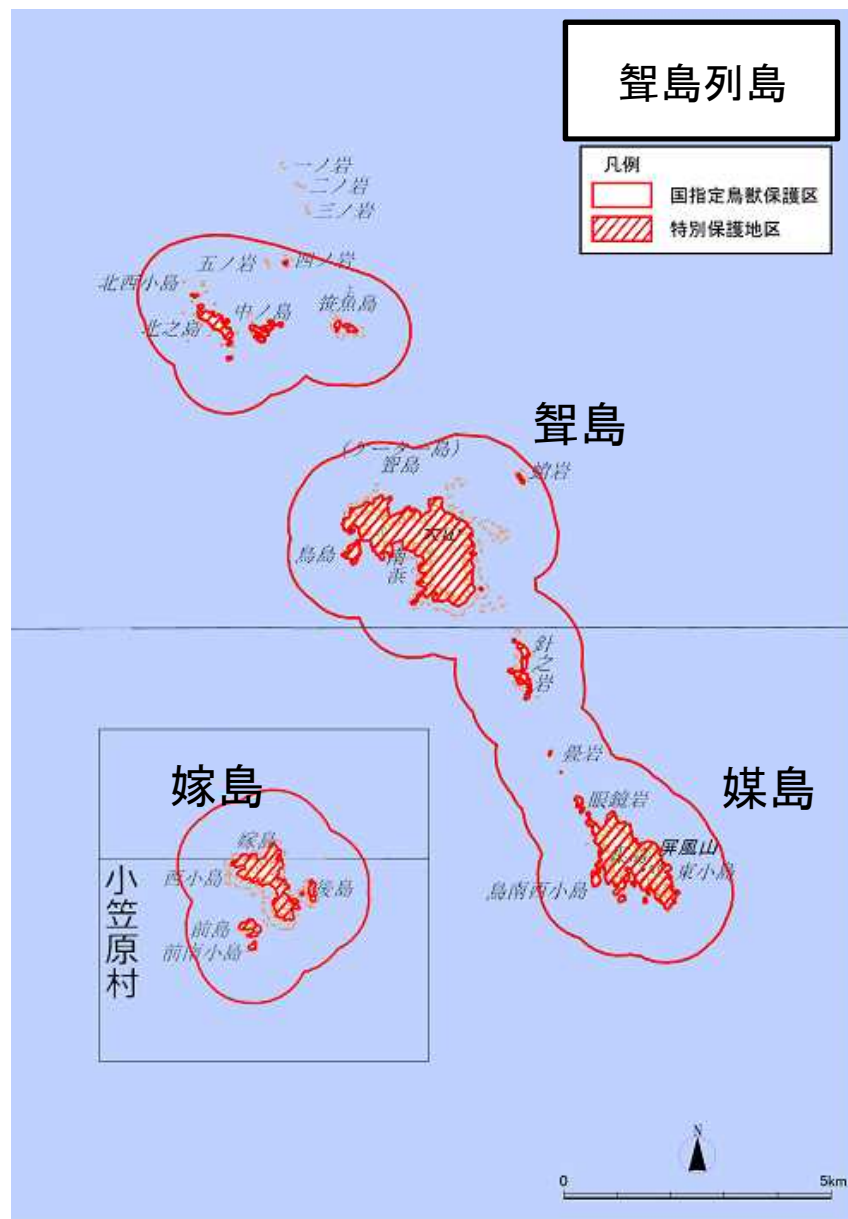
小笠原群島鳥獣保護区小笠原群島特別保護地区 の概要



小笠原群島鳥獣保護区小笠原群島特別保護地区 の概要



小笠原群島鳥獣保護区小笠原群島特別保護地区 の概要



聟島列島【特保】

アホウドリ類の繁殖地

- 保護増殖事業：聟島へのアホウドリの移送と人工飼育の実施
- 聟島に移送したアホウドリのヒナが帰還し、つがいを形成。平成28年から毎年アホウドリ（VU、国内希少種）の繁殖に成功している。
- コアホウドリ（EN）、クロアシアホウドリ、アホウドリ（VU、国内希少）の繁殖が確認されている。



クロアシアホウドリ

小笠原群島鳥獣保護区小笠原群島特別保護地区 の概要



母島・属島【特保】

ハハジマメグロ(EN、国内希少)、海鳥の繁殖地。



ハハジマメグロ



カツオドリ



姪島・妹島



平島

小笠原群島鳥獣保護区小笠原群島特別保護地区 の管理

管理方針

- 鳥獣類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣類の生息状況の把握に努めるとともに、国の関係機関、関係地方公共団体、地元団体、地域住民等と連携協力し、鳥獣以外の生物を含む島毎の生態系の保全を図ることを基本として、外来植物の根絶、鳥獣を捕食する可能性のあるノネコの排除や鳥獣にとって重要な生息地への侵入防止、ノヤギ、ネズミ類の排除等必要な保全対策を講じる。
- 鳥獣類の集団ねぐらや集団繁殖地への無秩序な立入、ごみの散乱等による鳥獣類の生息への影響を防止するため、国の関係機関、関係地方公共団体、地元団体、地域住民等と連携協力した巡視や普及啓発活動等に取り組む。
- オガサワラオオコウモリの冬季ねぐら形成域及びその周辺について、関係地方公共団体とも連携・協力し、土地所有者、農業関係者、観光業者等と調整・協働取組を行いながら適切な保全を図る。
- 鳥獣類の生息に影響のない範囲で、自然観察、環境学習等の場として活用を図る。



小笠原群島鳥獣保護区小笠原群島特別保護地区 の管理状況

＜管理状況＞

- 鳥獣保護管理員による鳥獣調査、制札の点検
- 海鳥の繁殖地保全を目的にノネコ侵入防止柵を設置
- オガサワラオオコウモリ、アカガシラカラスバト、アホウドリの保護増殖事業計画の策定、実施
- 希少種の保護や植生復元を目的とした外来生物の対策
- 小笠原世界遺産センターでの普及啓発



公聴会の実施結果

公聴会

- 開催日：令和元年8月20日（火） 14:00～15:30
- 場 所：関東地方環境事務所（さいたま市）
小笠原世界遺産センター（小笠原村父島）
小笠原村立母島村民会館（小笠原村母島）
- 公述人：11名（本人出席1名、代理出席3名、欠席7名）
- 意 見：賛成11名
 - ・ 指定計画書の農林水産物被害状況欄に、アホウドリ等の漁業での混獲実態把握が重要である旨記載すべき。
 - ・ 特別保護地区の区域が十分ではない。広くすべき。



公告縦覧及びパブリックコメントの実施結果

公告縦覧

- 期間：令和元年8月7日（水）～令和元年8月20日（火）
- 場所：環境省自然環境局野生生物課、関東地方環境事務所
- 意見：なし

パブリックコメント

- 期間：令和元年7月29日（月）～令和元年8月16日（金）
- 場所：インターネット（電子政府の総合窓口[e-Gov]<http://www.e-gov.go.jp/>）
- 意見：1件